

## 『新型コロナウイルス感染症関連 寄附金指定の確認を一財務省』

財務省は、新型コロナウイルス感染症(以下、「コロナ」)に関連する寄附金の指定について、以下の措置を講じている。

1) コロナに関連して中央共同募金会が募集するNPO法人や民間ボランティア団体等向けの寄附金について、○個人が寄附した場合: 所得控除(寄附金額-2,000円)と税額控除((寄附金額-2,000円)×40%)のいずれかを選択(寄附金額は総所得金額等の40%が限度) ○法人が寄附した場合: 全額損金算入、といった優遇措置の対象となる。

2) 公益社団法人又は公益財団法人が、自ら行うコロナ対策等支援活動に必要となる費用に充てる目的で募集した寄附金についても、1)と同様の措置が受けられる。対象となる活動は、○日常生活に支障を生じている者への支援 ○まん延防止対策の周知 ○ウイルスへのばく露を防ぐ個人用の道具、消毒液の配布 ○患者の療養用のテント等、仮設の施設の設置 ○診療を行う医療従事者の通勤の支援 ○患者の移送

3) 認定NPO法人等が、自ら行うコロナ対策等支援活動に必要となる費用に充てる目的で募集した寄附金についても、1)2)と同様の措置が受けられる。

1)~3)いずれも、令和3年1月31日までに受け入れた寄附金が対象となる。

## 『停滞するハローワークの手続き 失業者急増の影響か』

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、失業者が急増している。厚生労働省はハローワークなどを通じた調査から、解雇や雇い止めなどによる失業者数は、見込みも含めると全国で6万人を超えたと発表した。これはハローワークなどで把握できた人数であり、雇用保険の被保険者でない者などを含めるとさらに多いことが予想される。**失業者の増加による影響か、ハローワークでの手続きが停滞している。**地域や管轄にもよるが、東京では管内に繁華街を抱えるハローワークなどで従来通りの処理日程では手続きが終わらないケースが続出している。離職票発行は最優先されているためか、従来通り、もしくはそれに近い日程で手続きが完了するが、育児休業給付や高年齢継続給付の初回申請、資格取得手続きなどは二ヶ月以上かかることも稀ではない。育児休業給付は取得者が仕事をしておらず、報酬を得ていないことが多いため、早めの給付が望まれる。そのため、休業取得者から給付が遅いというクレームが実務担当者に寄せられることも少なくない。手続停滞状況は当面継続することが予想される。実務担当者は休業取得者に対して状況を説明し、給付までの見込み日程の案内をするなどしてトラブル防止を心がける必要があるだろう。



出典元: 日本中小企業経営支援専門家協会(JPBM) ※本記事・内容の無断転載を禁じます

21世紀を創造する中小企業のベストパートナー

葵総合経営センター

〒460-0012 名古屋市中区千代田三丁目14番22号

(葵総合税理士法人)

TEL : (052) 331-1768 FAX : (052) 332-5282

『Homepage』 <http://www.aoi-cms.com/> 『e-mail』 [aoi@aoi-cms.com](mailto:aoi@aoi-cms.com)